

千葉県多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成の推進に関する 条例について

〔制定の狙い〕

現在、人口減少やグローバル化の進展など、様々な社会環境の変化が同時かつ複合的に発生しており、こうした変化に的確に対応し、将来に渡って、千葉県が活力を維持・向上していけるよう、一人ひとりが様々な違いがある個人として尊重され、誰もがその人らしく生き、活躍できる社会づくりを進めていくために制定した。

〔条例の概要〕

1 基本理念・目的

人々が様々な違いを尊重しながら、互いに関わり合い、影響を及ぼし合うことが、社会の活力や創造性の向上に相乗的に効果を発揮するという認識の下で、多様性が尊重され誰もが活躍できる社会づくりを目指す。

＜目指す社会＞

年齢、性別、障害の有無、国籍及び文的背景、性的指向及び性自認等に関わらず、誰もが活躍できる社会

2 県の責務

- ・ 県行政のあらゆる分野における施策を総合的に策定し、実施する。
- ・ 市町村が施策を実施する場合に、連携するよう努める。
- ・ 基本理念に関する県民等の理解を深めるため、広報活動の充実等の措置を講じる。
- ・ 施策を推進するため、必要な財政上の措置を講じる。

3 県民や事業者の役割

個々の立場や特性等に応じて、多様性が尊重され誰もが活躍できる社会づくりに寄与するよう努める。

4 今後の取組

- ・ 差別や生きづらさのない社会づくりや誰もが自分らしく生き活躍できる環境づくりを進めるため、男女共同参画をはじめ、生涯現役社会の実現や障害者の社会参加、LGBTの理解促進など、様々な分野で取組の充実を図る。
- ・ 県民や事業者、市町村など様々な主体による取組が広く展開されるよう、あらゆる機会を捉え、多様性尊重の意義等について、理解促進を図る。

（参考）条例制定の経緯

- ・ 令和3年3月に熊谷知事が県政ビジョンを発表
- ・ 令和5年2月議会で条例制定の検討を表明
- ・ 令和5年9月に骨子案を公表し、パブリックコメント等を実施
- ・ 令和5年12月議会で可決・成立（12月19日）
- ・ 令和6年1月1日に条例の施行